

| | |
|------|---|
| 資料番号 | 2 |
|------|---|

| |
|-------------|
| 令和7年6月27日 |
| 課名 教育委員会事務局 |
| 秘書広報室 |
| 担当者 室長 竹森 |
| 内線 4930 |

広島県教育委員会会議録

令和7年3月24日

令和7年4月11日

令和7年4月22日

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年3月24日（月） 13：00開会

15：13閉会

1 出席者

| | | |
|-----|-----|-----|
| 教育長 | 篠田 | 智志 |
| 委員 | 細川 | 喜一郎 |
| | 志々田 | まなみ |
| | 菅田 | 雅夫 |
| | 小田原 | 希美 |

2 出席職員

| | | |
|----------------------|----|-----|
| 教育次長 | 池田 | 克輝 |
| 管理部長 | 江原 | 透 |
| 学びの变革推進部長(兼)教育センター所長 | 阿部 | 由貴子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与 | 重森 | 栄理 |
| 理事 | 榊原 | 恒雄 |
| 総務課長 | 糸崎 | 誠二 |
| 秘書広報室長 | 竹森 | 潤一 |
| 教職員課長 | 藤井 | 典之 |
| 教育改革課長 | 今川 | 浩之 |
| 義務教育指導課長 | 松尾 | 真理 |
| 高校教育指導課長 | 小野 | 裕之 |

教育委員会会議定例会日程

| | 頁 |
|---|---|
| 日程第1 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について | 1 |
| 日程第3 報告・協議1 学校における働き方改革の推進について | 3 |
| 日程第4 第2号議案 教職員人事について | 7 |
| 日程第5 第3号議案 令和7年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について | 7 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、菅田委員、小田原委員を指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第2号議案の教職員人事について、第3号議案の令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、公開しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第2号議案及び、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について、審議をいたしますが複数ありますので、第1号議案の1と2に分けて、それぞれ説明いただき採決を採りたいと思えます。

それでは、第1号議案の1について、藤井教職員課長説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： 第1号-1の「へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とする「へき地教育振興法」によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。

本県におけるへき地学校等につきましては、この「へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則」により指定し、へき地手当等を支給しているところですが、市町立学校等の統廃合等に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正におきまして、対象となる市町は、三次市と山県郡北広島町と世羅郡世羅町でございます。

まず三次市については、別表第5、特地学校の三次市立小童小学校及び別表第4、準へき地学校の三次市立三和学校給食共同調理場が廃止されます。

次に、山県郡北広島町については、別表第4、準へき地学校の山県郡北広島町立新庄小学校が廃止されます。

最後に、世羅郡世羅町については、別表第3、へき地学校1級の世羅郡世羅町せらにし学校給食センターが世羅郡世羅学校給食センターと統合され、世羅郡世羅町学校給食センターが新設されます。

なお、世羅郡世羅町学校給食センターは、へき地学校等に該当しませんので、この表中にはありません。

また別表第5、神石郡神石高原町立三和中学校において、町立の部分に下線がほどこされておりますが、これは山県郡北広島町新庄小学校の表記がなくなり、その上の三和小学校と町立の部分と同じになるための表記でございます。

これらの統合等の結果、へき地学校等の総数は、現在56所属から52所属に減少することになります。

なお、この規則改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。それでは、以上で本件の審議を終わります。採決に移ります。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

全員賛成と認めます。

よって本案は、議案どおり可決されました。

続きまして、第1号議案-2について、藤井教職員課長、説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： 第1号議案-2の「職員の旅費の支給に関する規程」の一部改正につきまして説明いたします。

2月5日の教育委員会会議において、職員の旅費に関する条例の一部改正の審議をお願いし、2月県議会で成立したところですが、これらの条例において、定額支給から実費支給へ制度見直しになる規程が整備されることになっております。

このことを踏まえ、任命権者において旅費の調整を行ってございました児童生徒の引率旅行や、引越し代相当である移転料の減額調整の規定の削除、自家用車の公務使用時に有料橋を使った場合の加算措置の規定の削除など、調整に伴う所要の見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問または御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： 例えば第3条で、自家用車のときに、1キロメートルにつき35円となっておりますが、ガソリン代が高騰したり、逆に急に安くなったりしたときは、どんなふうに対応されるんでしょうか。

藤井教職員課長： 35円の根拠となりますのが、燃料費や自動車の保険や税金といった諸費を含んだ形で考えておまして、知事部と揃えている状況でございます。ガソリンが高騰している状況におきましても、ガソリン単体で見た場合、仮にガソリン1リットルが200円、燃費が1リットル当たり15キロとした場合、1キロ換算で13円となり、一定の措置ができているものではないか。35円の中に含まれると考えて十分だと考えております。

菅田委員： 条文の書き方を工夫されれば、旅費規程改定を審議する回数も減るんじゃないかなと思うんですけど。35円を任意に定める額は、具体的に思いつきませんが、別表のとおりとするとか、改正の上程をしなくてもいいような。書き方の工夫はありそうな気はするんですけども。いかがでしょうか。

藤井教職員課長： 委員の意図とすれば柔軟に対応できるようにという理解でございますが、知事部局では揃えているところでございますが、すぐというわけにはいかない状況でございます。

菅田委員： わかりました。

志々田委員： 1と2はなんとなく分かるんですが、3番目の研修等日額旅費というのは、具体的に何のことをいうんでしょうか。

藤井教職員課長： 研修等の日額旅費は、長期の研修を想定してありますが、一般の旅費より安価に対応できることから例外的な扱いを設定しておりました。一方、一般の旅費は、宿泊料は定額支給を原則としておりましたが、実費相当ベースを支給することになりますので、研修等日額旅費の規定を削除することになります。

志々田委員： つまり普通の職務で出張に行くのと、研修で出張に行くには、旅費の計算の仕方とか、そういうものが今まで違っていたということですか。

藤井教職員課長： それぞれ違っておりましたけれども、このたびは実費ということで同じようになります。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

全員賛成と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

報告・協議 1 学校における働き方改革の推進について

篠田教育長： 続きまして、報告協議 1 「学校における働き方改革の推進について」、今川教育改革課長から説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： それでは、報告・協議 1 によりまして、学校における働き方改革の推進につきまして、今年度の取組状況やその成果、令和 7 年度 of 取組の方向性等につきまして、御説明させていただきます。

資料 1 ページを御覧ください。

「1. 取組期間、目標・成果指標の状況について」でございます。

「学校における働き方改革取組方針」に掲げた目標の「子供と向き合う時間の確保」につきましては、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は、78.0% となっておりまして、昨年度と比べ 1.6 ポイント改善しております。

また、もう一つの目標の「超過勤務の縮減」について、教員の年間の時間外在校等時間の平均は、342 時間 27 分となっておりまして、昨年度と比べ 9 時間 29 分の減少、月 45 時間を超えた教員は、19.6% となっておりまして、昨年度と比べ 0.5 ポイント改善している状況でございます。

いずれの目標も達成には至っておりませんが、一定の改善が図られているものと考えているところでございます。

続きまして、資料 2 ページの「2 令和 6 年度の主な取組状況及び令和 7 年度の取組の方向性」でございますが、詳細は別紙にまとめてございますので、まず資料 3 ページを御覧ください。

今年度、取組方針に掲げる 4 つの視点を柱といたしまして、総合的に取組を進めてまいりました。

まず 1 つ目の視点の「【1】学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」につきましては、スクール・サポート・スタッフの配置拡充や、県立中・高等学校全校に共通の採点支援システムの一括導入といったことに取り組みまして、資料の中ほどの「成果・課題」に記載しておりますとおり、本年 1 月に実施をいたしました、県立学校の教職員アンケートから、スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担の軽減として、教員 1 人当たり、週約 0.5 時間、採点支援システムの利用による成績処理業務に係る時間は、教員 1 人当たり、約 4 割減となっており、また、業務負担の軽減や授業改善につなげることができたと感じている教員の割合がいずれも約 6 割となるなどの調査結果が得られてございます。

資料 4 ページを御覧ください。令和 7 年度につきましては、教員の業務をサポートする人材配置や ICT 機器等を活用した業務の効率化・省力化、保護者・地域等への情報発信などの取組を一層進めていくこととしております。

具体的には、スクール・サポート・スタッフの配置や、今年度県立中学校及び高等学校全校に一括導入した採点支援システムについて、公立高等学校等入学者選抜への利用に向けた機能の拡充、県の広報媒体等を活用した保護者・地域等に対する情報発信などに取り組みでまいりたいと考えております。

続いて、2 つ目の視点「【2】部活動指導に係る教員の負担軽減」についてです。

部活動指導員の配置に対する経費の補助などに取り組みだ結果、資料の中ほどの「成果・課題」に記載のとおり、部活動指導員配置による業務削減時間が顧問 1 人当たり、週約 5.3 時間となるなどの調査結果が得られております。

令和 7 年度につきましては、引き続き、県立高校における部活動の在り方の検討や中学校における部活動指導員の配置支援などに取り組みでまいります。

続いて 3 つ目及び 4 つ目の視点の「【3】学校における組織マネジメントの確立」や資料 5 ページの「【4】教職員の働き方に対する意識の醸成」につきましても、資料の中ほどの「成果・課題」に記載のとおり、超過勤務の傾向にある教職員に対し、業務分担の見直しや業務の平準化に取り組んでいる管理職の割合が増加するとともに、勤務時間等

を意識して業務に取り組んでいる教員の割合は、昨年度と同水準で推移をしてございます。

令和7年度につきましても、引き続き、管理職に対するマネジメント支援や教職員の意識醸成につながる効果的な研修の実施などに取り組んでまいります。

令和7年度も引き続き、効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

最後に資料6ページに「県立学校における組織マネジメントの確立」に関する調査結果を参考資料としてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 面白いことをしているなと思ったのが、保護者に対してPTAと一緒に業務負担のことについてお知らせするような広報活動、啓発活動をしたという。具体的にどんなことをされたのか教えてください。

今川教育改革課長： 昨年度の末、令和6年3月に県の高等学校PTA連合会と連携しまして、連名で保護者・地域等に教員の働き方改革の協力要請を行うためのリーフレット作成をして、全ての県立学校の保護者に配付をしたというところでございます。内容といたしましては、県立学校における教職員の超過勤務の現状がこうなっていることを踏まえまして、例えば、休日や勤務時間外におけるいろいろな業務の効率化等に対する協力依頼であったりとか、そういったものを要請するリーフレットになっています。

志々田委員： そういうリーフレットを配った後に、何らかのレスポンスというか、保護者の方からとか、学校側でも、読んでもらったな、という実感みたいなもの、効果があったのかどうかというのでしょうか。

今川教育改革課長： 例えばPTAの会合の中で、リーフレットを題材として保護者の間で意見交換していただくとか、学校との連携の中で、それをテーマにお話をさせていただくことで、各学校において、活用していただいているのかなと捉えているところでございます。具体的にこういう取組が出てきたというところまでは、なかなか聞き取れていないところでございますが、引き続き好事例は聞かせていただきながら、横展開をしていけたらと考えています。

志々田委員： 先生方の働き方を変えていくためには、もちろんそれを取り巻く周りの環境を変えていく必要があって、PTAがそこを一緒に考えてくれるのは、とてもいい取組だと思います。一方で、日本のPTAは本来でいくと、教員と保護者が一緒になって学び合う組織である、社会教育団体であるはずなので、やり方を間違えると、こちらからお願いしている協力団体、お願いする先みたいになっていってしまうことがとても残念だと思うので、やっぱり具体的に、もちろん無理なこととか、今の原状を知ってもらうことは、まずいろんなもののファーストステップであろうと思うのですが、その先に、一緒に保護者と教職員とで、「こんな取組をしましたよ」とか、そういう取組をするものに対して、広島県として、例えば助成をすとか、保護者を巻き込んだ形のグッドプラクティスをつくっていくのは、今まで行政側とか先生側をお願いをして、校長先生をお願いしてきたものを、先ほどおっしゃったように横展開をしながら、対象者を広げていって、今のこの立ち向かうべき働き方改革を加速させていくのは、とても大事なことだと思うので、ぜひとも保護者、PTA、地域の方たちへの御協力によって、いい取組が出てくるといいなと思いました。以上意見です。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかに御質問、御意見は。

菅田委員： 校務支援システムの利用によって、効率化しているという回答が89.2%。令和5年から4.3%増えたというのは、効率的・効果的な運用の展開がうまくいっていると思うんですけども、あと約1割の方が業務が効率化していると思われてないということ、プラスあと、逆に負担になって業務が重くなっているという意見もあるのでしょうか。

今川教育改革課長： 効率化しているという回答が89.2%と9割近い肯定的な回答をいただいているところで、私どもとしては、かなり高い手応えと言いますか、かなり高い率で効果を感じているのかなと捉えているところでございます。具体的に、逆に負担が増えたという声までは、なかなか聴けてはいないところでございますが、やはりシステム、デジタル化というところに対応が難しいと感じる方もいらっしゃるのかもしれませんが、丁寧にマニュアルの作成や、問合せに答えていきながら、皆さんにしっかり使っていただけるような工夫は引き続きしてまいりたいと考えています。

菅田委員： はい。よろしくお願いたします。

- 小田原委員： 時間外在校等時間の平均が月45時間を超えた教員は減っているというお話だったんですが、自宅に持ち帰ってお仕事をされている教員の調査はされていますでしょうか。
- 今川教育改革課長： 時間外在校等時間というのが教職員用のパソコンのログイン、ログオフの時刻から自動的に集計をするシステムで、この時間というのをしております。持ち帰りの業務につきましては、そういった意味で時間的な把握は現状していないところでございますが、管理職のところでは勤務の状況だとか、自宅での仕事の状況等を含めながらトータルとして状況を聞き取っていただいていると捉えているところでございます。
- 小田原委員： ありがとうございます。自宅での持ち帰りのお仕事の時間も含めて45時間以内にしていく必要があるのかなと何となく思いました。あともう1点教えていただきたいのですが、3ページ目に教員の超過勤務の主な要因となっている業務や多くの教員が負担に感じている業務を軽減していきたいということが書いてあるんですが、具体的にどういった業務がこれに当たっているのでしょうか。
- 今川教育改革課長： 令和5年度に県立学校につきまして、悉皆調査という形で教員の勤務実態調査を実施いたしました。そこで、特に先生方が負担に感じられている業務ということで成績処理等の事務処理であったりとか、そういったものが負担に感じられるという状況があることが分かりました。そういったところで、教員でなくてもできる業務、成績処理等は先生にやっていただかないといけない部分でございますが、その他の単なる事務処理など、例えば印刷やそういう作業的なものは、必ずしも教員にやっていただく必要はない業務でございますので、そういったところは、それをサポートする人材ということで、スクール・サポート・スタッフなどの人材を引き続き配置することで、負担軽減を図りたいと考えております。
- 菅田委員： 部活動指導員配置なんですけど、1市町9校に33部増えたということですが、要請としてはもともとあるんですか。
- 今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございます。市町立の中学校に配置の補助を行っている事業でございますが、市町からの要望はもっとたくさんございますが、国庫補助の予算の関係でちょっとずつ増えてきているんですが、この水準に留まっておりまして、全ての要望には応えられていない状況です。
- 菅田委員： 予算に限りがあるということでしょうけど、もし予算が潤沢にあった場合、指導員というのは、簡単に見つかるものなんでしょうか。都市部では比較的簡単に見つかるかもしれないですが、そうでないところはどうか。
- 今川教育改革課長： やはり都市部と中山間地域等では、やはり差があるようでございまして、中山間地域では、なかなか外部指導者自体が見つけにくいということで、そもそも部活動指導員の配置の支援事業についても手がなかなか挙がってこない状況でございます。
- 菅田委員： 何とか手だてを考えていただければと思います。引き続きよろしくお願いたします。
- 細川委員： 課長、御説明ありがとうございます。いよいよ令和7年度までの取組期間ということで、来年度が最終年度ということになるんだと思いますが、一応成果はだんだん上がってきたということで理解はさせていただいております。また2ページにいろいろ来年度の取組の方向性も示していただいているので、これをしっかりやっていただければ、もっともっと働き方改革が推進していくんだろかなとも感じるのですけれども、例えば、後ほどの資料にもいろいろ書いていただいておりますが、やはり時間外労働等を減らそうと思えば、携わる人を増やすか、業務量を減らすか。何かしら取組を進めないと改革ができなかったということになるんですが、令和7年度には、そういう人材と予算が必要だと思っておりますが、そういう手配はできているのでしょうか。
- 今川教育改革課長： なかなか財政状況が厳しい中で、また国の補助金も増加していない中で、目覚ましい予算の拡充はできてない現状ですが、スクール・サポート・スタッフにつきましては、小中学校を含めまして7校程度の増というこの予算をお願いをしているところでございますし、また今年度導入いたしました校務支援システムにつきましても、新たな機能導入ということでも必要な予算を確保させていただいておりますので、なかなか目覚ましい増額にはなっておりませんが、必要な予算はまず確保できているのかなと考えています。
- 細川委員： それでは一応は、来年度の取組は計画どおりにいくんだろかなと思いますが、後は管理職による組織マネジメントがちゃんとできるかどうか、一つキーポイントかなと思うんですけれども、6ページの(2)の丸2つめのところに、県立学校長フォローアップ調査をしていただいたところで、業務の効率化や進め方の指導助言が62.9%、こ

れは下がっております。それから業務分担の見直しや他の教職員への割り振りが過半数ぐらいのところまで留まっていますが、やはり、民間企業もそうなんです、校長マネジメントできるかどうか、こういう時間外労働を減らすとか、負担感を減らすとか、というのにかかっておりまして、その辺の校長へのフォローアップ、いろいろな指導、助言というのを、来年度にかけてどのようにお考えなのかを教えてください。

今川教育改革課長： 御指摘のとおりでございます。私も環境整備ということで、様々なシステム導入であったり、組織運営をやっていますけれども、まずは御指摘があったように、それぞれの現場で、管理職がそれぞれの勤務実態をちゃんと把握して、必要な措置を取ることが、まずは大切なことと考えております。そういった意味で、御指摘のように数字的には取組が低下しているような状況もございますので、こちらからもデータを各学校に提示させていただきながら、各学校に丁寧にヒアリングなどを通じて、その状況等、なぜそうなっているのかという状況も聞き取りながら、必要なアドバイスがしていけたらと考えております。

細川委員： そのこのところが非常に重要なところだと思いますので、御指導のほうよろしくお願ひ申し上げます。

志々田委員： 働き方改革は時間を詰めていくことだけじゃなくて、メリハリというか、どんな職種でもそうですけど、繁忙期というか忙しいときがあって、あまり忙しくないときに、自分が選択しながら少し職務を休めたり、帰れたりという自由裁量が任されているというのは、すごく働く側にとってありがたいことで、忙しいときはしょうがないのですが。令和6年から新規で夏期休業期間において、勤務時間の繰上げとか繰下げで、自分で申請をして、早くからこういう選択をしてくださった先生が18%といて、しかもその先生たちの中で、今後も継続利用したいと言ってくださった人が9割を超えると、これはすごいいいデータだと思います。こういう自由裁量というか、法律上いいのか分からないんですけど、勤務の付け替えと言うんですかね、12時間働く日と6時間で帰る日を選ぶような、フレキシブルな勤務を自分自身で選べるようにするという制度は、この辺りの効果とか今後もこういう他の取組みたいなものがあるのかとか教えてください。

今川教育改革課長： 多様な働き方が選べるというところで、昨年度から夏休み期間において、1日の勤務時間は7時間45分は変えないのですが、始業を早くしたり、遅くしたりということができるようにしたところがございます。また今後の拡大といたしましては、今年の5月からを予定しておりますけれども、いわゆるテレワーク、在宅勤務を、要件は夏期休業期間中であつたりとか、オンデマンドの研修を受ける場合といったところで、生徒さんがいらっしゃるという学校の特性がありますので、我々のような事務的な職場とは同様のテレワークは難しいところがございますけれども、いろんな働き方というのは徐々に広げたいと考えております。

志々田委員： ちなみになんですが、繰上げて、繰下げて、どちらが多かったんですか。繰上げたほうが多いんですか。繰下げたほうが多いんですか。

今川教育改革課長： 取得された方が定時制勤務の方がすごくいらっしゃったということがございまして、繰上げたほうが多かったと聞いております。定時制になりますと午後から勤務を開始して、夜の9時とか10時までの勤務になりますので、それは生徒の授業がないということで繰上げることが多かったと聞いております。

志々田委員： ニーズがあるのだと思うのですが、当事者にならないと、どんなニーズがあるか分からないので、新しいものに魅力を感じてくださる方たちに、今どんな使い方をしているのかとか、そういうことをお伝えしてもらえたりすると、ほかの方にも、「そうやって使える制度なんだね」と分かっていたりとかするので、とにかく大変な仕事なので、全部を軽くしてあげられることはできないと思いますけど、夏休みとか、そういうところが先生たちにとっても過ごしやすい、年に1か月ぐらいは、働きやすい、過ごしやすい、家族サービスできるような、そういう働き方というので選んでもらえるように魅力化を図っていただければなと思います。とてもいいデータが出てよかったと思いました。以上意見です。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。各委員から御意見が出ましたので、引き続き働き方改革をよろしくお願ひいたします。

以上で本件の審議を終わります。

それでは、続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(13:38)

第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（停職6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県北部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（減給10分の1 3月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 令和7年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について

令和7年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:13)

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年4月11日（金） 13：00開会

13：53閉会

1 出席者

| | | |
|-----|-----|-----|
| 教育長 | 篠田 | 智志 |
| 委員 | 細川 | 喜一郎 |
| | 中村 | 一朗 |
| | 志々田 | まなみ |
| | 菅田 | 雅夫 |
| | 小田原 | 希美 |

2 出席職員

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 教育次長 | 江原 | 透 |
| 管理部長 | 糸崎 | 誠二 |
| 学びの革新推進部長 | 阿部 | 由貴子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与 | 重森 | 栄理 |
| 総務課長 | 永井 | 匠 |
| 秘書広報室長 | 竹森 | 潤一 |
| 教職員課長 | 藤井 | 典之 |
| 教育支援推進課長 | 桑原 | 智津子 |
| 全国高等学校総合体育大会推進室長 | 平田 | 篤 |

教育委員会会議定例会日程

| | | 頁 |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 | 第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について | 1 |
| 日程第3 | 報告・協議1 令和8年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について | 2 |
| 日程第4 | 報告・協議2 令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について（令和7年3月末時点） | 6 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。お願いします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(な し)

篠田教育長： それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、桑原教育支援推進課長、説明をお願いします。

桑原教育支援推進課長： 第1号議案により、県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

このたびの一部改正は、1の提案要旨に記載しておりますとおり、令和7年度から開始される所得制限のない高等学校の授業料無償化に伴うものでございます。高等学校の授業料につきましては、県立学校の授業料等に関する条例第3条第4号において、毎月の一定時期にその月分を徴収すると定められております。また、このたび一部改正を行う県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則第4条第2号の規定により、就学支援金を申請した者については、審査が終了するまでの間、徴収を猶予できることとなっております。

一方、今年度から開始する授業料無償化は、令和7年4月時点で就学支援金が認定されていない者は、令和7年7月に就学支援金及び臨時支援金を申請することで、4月以降の授業料について、就学支援金又は臨時支援金のいずれかの対象となり、授業料が無償化となるといった制度設計となっております。これらの者は、現行の規則では徴収猶予の要件のいずれにも該当しないことから、一旦4月から6月分の授業料をそれぞれ納付していただき、給付の対象となることが決定した後、納付された授業料と同額の臨時支援金を保護者に支給するという煩雑な事務手続を行うこととなります。このため、授業料無償化の対象となる保護者等の経済的負担及び事務の煩雑化を軽減することを目的として、改正案のとおり、就学支援金を7月に申請する予定の者も、申請するまでの間、授業料の徴収を猶予したいと考えております。

改正案につきましては、1ページに県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則、新旧対照表につきましては2ページに記載し、参考として県立学校の授業料等に関する条例の抜粋を3ページに記載しております。

施行期日につきましては、公布の日からを予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： これ自体は、事務の簡素化で、県教委にとっても保護者の皆さんにとってもいいことだと思うんですが、この件に関連して、就学支援金ですよね。今年はどうぐらい申請があるのかなど。

桑原教育支援推進課長： 新入生に関しましては、まさに今日付で申請の案内を発送しておりまして、これから申請が出てくるところです。以前も、今年度の無償化について御説明をさせていただきましたが、所得制限なしと言いながら、保護者に申請をしていただき、就学支援金の対象になった者については就学支援金で、所得が基準額を超過して対象から外れた者については臨時支援金で支援をするという制度設計になっておりますので、特に新入生に関しましては、全ての生徒にこの4月の段階で申請をしていただくよう、個別に御案内をすることとしております。

志々田委員： なおさら、こういう形で簡素化が必要だなと思いましたので、良いと思います。以上

です。

篠田教育長： ほかにありませんか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移りたいと思います。
議案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

篠田教育長： 続いて、報告・協議 1、令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験につきまして、藤井教職員課長からお願いいたします。

藤井教職員課長： それでは、報告・協議 1 により、令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の実施について説明いたします。

資料の 1、募集校種・職種・教科等を御覧ください。(1)には、選考を行う校種、職種の教科、科目、分野及び採用見込み人員を示しております。広島県の合計は765人、広島市の合計は286人、全体で1,051人となり、昨年度より62人増でございます。

令和 8 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の実施についての説明でございます。(2)には、昨年度より新設しました一般選考、大学 3 年生等チャレンジ受験の募集校種、職種、教科等を示しております。

資料 2 ページ、2、日程・概要を御覧ください。(1)から(3)までの流れで選考試験を実施してまいります。(1)の選考区分の左から二つ目に一般選考、大学 3 年生等チャレンジ受験合格者がございます。昨年度、大学 3 年生等チャレンジ受験の合格者が今年度は二次試験から受験いたします。同じく一番右が一般選考、大学 3 年生等チャレンジ受験でございます。大学 3 年次の学生が一次試験を受験いたします。そのほかについては、昨年度からの変更はございません。

資料 3 ページ、3、教員確保に向けた取組を御覧ください。1 点目は、昨年度新設した大学 3 年生等チャレンジ受験の引き続きの実施でございます。受験機会を増やすことで、教職に対する意識を高め、受験者の確保につなげたいと考えております。

2 点目は、大学 3 年生等チャレンジ受験の広報に係る新規の取組でございます。本制度を周知するため、昨年11月から本年 1 月にかけて県内外の大学就職担当者との個別面談を実施いたしました。また、大学 3 年生等チャレンジ受験に特化したチラシの作成、配布を行っているところでございます。さらに、昨年度合格者に対しましては、今年度も受験していただけるよう、出願等について周知するためのメールを送付しております。

3 点目は、社会人のためのオンライン個別相談会、オンライン説明会の実施でございます。どちらもこのたび初めて実施したものでございます。教職経験がないが教員免許状を有している方、出産、育児等で教職を離れていた方、農業、工業、看護の専門性を有する方などの教職志望の思いを後押しできるよう、3月10日から21日にかけてオンライン個別相談会を開催したところ、24名の方に参加いただきました。また、社会人を対象とした教員採用試験、オンライン説明会を昨日、4月10日に実施しました。参加者からは、社会人対象のため、参加しやすかったという声をいただいております。対象を絞ったことが功を奏したと考えております。

4 点目は、採用試験説明会の実施拡大でございます。4月5日より全国で採用試験説明会を実施しておりますが、受験者が多い県外大学等を対象に、昨年度より訪問大学を増やして実施しております。

5 点目は、名簿登載者を対象とした広島県教員スタートミーティングの開催でございます。名簿登載直後の10月と採用直前の2月に開催いたしました。参加者のアンケートからも一定の効果がありましたので、今年度も拡充して実施する予定でございます。

明日以降も全国で採用説明会を実施してまいります。一人でも多くの志願者が増えるよう、広島県教育の魅力をしっかりと訴えてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。いろいろ新規での施策を講じられておりますので、ありがたいと思います。採用予定が前年よりも62増えるということですから、よりよい人材も獲得できるようにという、先ほど御説明いただいたようなことをあらゆる手を尽くしていく必要があるというふうに思うんですが、御説明いただいた中で、5ページ目の（3）が、社会人を対象としたオンライン説明会、昨日実施されたということですね。教員への転職ってというのは、いわゆる免許状を持ってない方を対象にした特別選考の対象者になってくるということでしょうか。

藤井教職員課長： まず、この社会人を対象としたオンライン個別相談会、昨日したのは説明会、この個別相談会のほうは、いわゆる相談を受けるというのが趣旨です。説明会のほうは、こちらからの県施策を説明していくという、ちょっと方向性が違うというものなんですけども、昨日実施した説明会の中では、教員免許を持っている者もおりましたし、転職を主に考えていると、そういう中で、実際に施策を聞いてみたい。工業、それから農業、看護といったような専門性に関しましては、特別免許状を後からまた発行するというようなところの説明をさせてもらったところでございます。

中村委員： なるほど。ありがとうございます。それと、この一つ上の相談会のほうで、なってみたい気持ちはあるんだけどもという方の具体的な内容というのがすごく参考に、今後のそういった人材の採用に向けて参考になる内容があるんじゃないのかなと思うんですが、具体的に例えばこんなことって何か特徴的なものがあれば、教えてもらえれば。

藤井教職員課長： 個別相談会のほうには24人の方が参加していただきまして、まず人数的な内訳ですけども、現在、他県で正規採用や臨採をしている者が14名、過去に教員として勤めた経験がある者が6名、全く教職経験がない者が4人という状況でした。

相談の内容としては、採用試験の制度そのものについて、教員になることへの不安及びサポート体制、教員免許の取得の方法について、教員の給与について、そういったものについての相談がありました。

中村委員： ありがとうございます。恐らく参考になったと思いますので、こういう取組を続けていただければと思います。

それと、ここの（5）にも書いてありますし、今の内容にも少しあるんですが、教員経験がない方が教員になるときの不安、いろいろあると思うんですが、何度か話題になったこともあると思うんですけど、民間企業だと、一人前に担当を持たせる前に研修ってかなり結構時間と労力をかけてやったりするんですけど、教員の場合は新人がいきなり担任になるというケースが多いというの、改善できればするべき課題だというふうに思います。なかなか大きな話になってくるんで、そう簡単にできることではないとは承知をしておるんですが、課題意識としては皆さんお持ちじゃないかと思うんですけども、ここも考えていく内容かなと思いますので、意見として申し上げます。

藤井教職員課長： この昨年度実施したスタートミーティングなんですけども、まず、結果的に、2回行ったわけです。当初は1回、10月のときにやったときに、不安を解消するというところでそもそも始めたわけですが、やってみると、やはり同じ気持ちを持った者が共感できるということで、非常に期待が膨らんだ、不安が軽減したという声がありました。また、1回目ときの不安要素として、授業づくりや児童生徒対応が不安だという声がありましたので、2回目の内容を検討する際に、本来、初任者研修、教員になってからやる中身を少し前倒しする形で、児童生徒同士のトラブルを想定して、第2回ときには初任者研修、ミニ体験といったような、そういった形のものを企画として取り上げてみました。以上です。

中村委員： そういったサポートとか、あるいは教材の準備の効率性とか、DXも含めて、いろいろできることも増えてくると思いますので、そういう点でもぜひ検討していただければと思います。よろしくお願いします。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。

菅田委員： 大学3年次のチャレンジ受験でお聞きしたいんですけども、合格した人で二次選考を受けなかった人っていうのはどれぐらいの割合でいらっしゃいますか。

藤井教職員課長： 大学等3年生チャレンジ、昨年実施しまして、634人の方が昨年受けていただいて、320人の一次合格を出しております。この方が今年度初めて一次免除で受験する対象になっていきますので、この方がまだ受ける、それに当たって、しっかり受けていただきたいということで、メールを送らせてもらいました。その中には、必ず出願手続をまずする必要があるんですよという、基本的なところからの話をさせてもらっているところです。

- 菅田委員： 二次選考がいつでしたっけ。何月でしたっけ。
- 藤井教職員課長： 8月の16から3日間だったと思います。
- 菅田委員： ぜひこの数字は採っていただいて、というのが、民間との競争になると思うんですけども、民間の経団連に入られてるところでも、3月にはもう内定、8割内定、それで、解禁の4月1日以降っていうのはもう2割ぐらいしか枠を持ってないという状況があるとよく聞きますので、それから、ITはもう3年生の12月までにもうほぼ決めてるっていう業界もありますので、そこら辺も注意しながら、今後のスケジュール等、よろしくをお願いします。
- 小田原委員： 今のチャレンジ受験に関してなんですけれども、チャレンジ受験をされた方に対する広報、二次試験を受けてくださいねっていう広報なんですけど、それはもうメールのみなんですかね。それとも、また説明会とか、ちょっと手厚めなケアとかをされているのかどうか。もしされているのであれば、教えていただきたいなと思います。
- 藤井教職員課長： まず、3月の末にメールを送らせて、受験案内をさせてもらっております。また、11月以降に各大学を回っている中で、既に3年生チャレンジで合格した受験生に受けていただきたいということで、大学担当者を通して説明会を実施しております。
- 小田原委員： ありがとうございます。ある種の囲い込みをしていかないといけないと思うので、先ほどの話からすると、もう一次合格した段階で採用する雰囲気を出して、囲い込みをしとかないと厳しいんじゃないかなと何となく思いましたので、はい、以上です。
- 中村委員： こういう試験以外にも、学生さん本人を対象にした説明会とかインターンシップとか、そういう活動ってどのぐらいされてるんですしたっけ。
- 藤井教職員課長： まず、教育委員会のほうからそれぞれの大学のほうに行きまして、出前講義といったような形で、一緒にグループになって授業づくりをしてみたりとか、そういう実践的なものを行っているところであります。ただ、実際に現場に出てインターンシップとなると、ちょっとそれはやってない、教育実習がそれに代わるものかなと思います。
- 中村委員： なるほど。教育実習はまさに現場で体験してもらうということになるのですが、最近の民間の採用ってもう、来てもらっての説明会とかインターンシップみたいな感じで、職場体験という名の採用活動の一環みたいな感じで、あの手この手で優しい先輩が登場して、職場の雰囲気、うちはこんなにいい会社ですよみたいなことをどんどんアピールして、もうぜひうちにしてくださいみたいなことになってます。教員も決してもう買手市場ではないと思いますので、いろんなやり方を、皆さんお忙しい中なので、できることも限りがあるかもしれませんが、知名度を上げていく努力というのも必要かなというふうに思いました。以上です。
- 細川委員： 御説明ありがとうございます。この教員の採用候補者選考試験についてはよく分かったんですけども、先ほどの、個別相談会のところで、いろいろな相談があったという中で、例えば給与のことを聞かれたとか、御説明いただいたんですけども、採用はしたけれども、3年以内ぐらいに離職をされてしまう、先生を辞められてしまうっていう方々の主な理由っていうのはどんなものがあるんですかね。早ければ、1年未満で辞められる方もいらっしゃると思うんですが、もう少し、3年ぐらいの間で、教員になったけれども、こういう事情で離職をせざるを得なくなったというか、教員を辞めてしまわれる方っていうのはどのような理由だったというふうにつかまれているんでしょうか。
- 藤井教職員課長： 実は、採用した後の離職の状況というのは、地元に戻るっていうこともありますけども、多くがやっぱりミスマッチといいますか、やってみて、思いのほか難しかったなというふうなことで実際辞められるという方のほうが多いような印象があります、率までちょっと覚えてないですけども。
- 細川委員： その辺のところ非常に残念だというふうに思うんですよね。せっかく応募されて、採用されて、教壇にも立っていただいて、ミスマッチかなっていうところっていうのは、そうなる前に何かしっかりお互いに職を理解し合うっていうんでしょうかね、どうしてもそれはあると思うんですけどもね。採用をしたという、やはりしっかり先生になっていただくという意思を持っておられたにもかかわらずというふうなところを思いますので、今後ともこの採用については、その辺のところも御配慮いただいて、御対応いただければ、離職者数も減るのではないかなというのを思います。
- それと、給料ばかりで職業を選ぶわけではありませんが、それよりいい給料があると、そっちへ移っちゃいますから、やはりやりがいとか働きやすいとか、そういうところが非常に重要なのではないかなと思うんです。それは教育委員会に限らずです。どこで

もです。私たちのところでもそうです。給料をたくさんやればいるかって聞いたら、そうではなくて、もっと出すところに移っちゃいます、お金で留めると。だから、やっぱり職場づくりっていうんですかね、その辺のところも採用のときにしっかり御説明をいただいたりして、お互いに理解した上で楽しく働けるっていうところをこの段階からやっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

藤井教職員課長： 採用説明会の中では、現職の方たちのビデオレターとかインタビューなんか放映する中で、いわゆる出産を経験して、また産休、育休から戻られた方のコメントだったりとか、そういったワーク・ライフ・バランス、そういったものもアピールしてますし、また、配っておりますこのパンフレットの中にも、実際にその先生の1日のタイムスケジュールを、こういうふうな仕事ぶりですよといったような、大体働き方がイメージできるようなものを説明しながらやっております。

志々田委員： 先手必勝でどンドンどンドン情報出していくしかないのかなと思うんですが、東京都が、先生として採用して、東京都で働いてくれる人については、大学の費用ですね、奨学金のような形で返してくれるみたいな、広島県はそういうことも、もちろんお金だけではないと思いますけれど、何かそうした苦学生たちが安心して先生を目指せるような、そういう仕組みも検討してみたりはしているんでしょうか。

藤井教職員課長： 奨学金の返還を補助するといったような事業について、先行的に取り組んでいる自治体があるということも承知しておりますが、本県では、他の自治体と比べて、採用、名簿登載しても、辞退していくという状況が課題かなというふうに考えております。まずは、そういった辞退者を減らすことを優先的に考えるべきではないかなというふうに今考えておまして、その分析をしっかり行う必要があると思っております。そういった上で、先行自治体の志願者数や志望倍率などの成果を確認しながら、本県でも導入効果について研究してみたいと思っております。

志々田委員： 東京都がどれぐらいなのかっていうのは、もちろんリサーチして、それが本当に効果的であるのならば、やっぱり考えなきゃならないところになってくるかなと思うのと、今おっしゃっていただいたように、広島県のとどまり率というんですかね、そこが課題だっていうのは前から言うてくださって、そうかなと思う。ということは、他県と比較して、多分広島県の先生になるのをやめようと思ったんじゃないかと、幾つか受かって、その中から広島を選ぼうって思ってくれてるかどうかっていうところがやっぱり大事になってくるかなと思うんですよね。広島はほかのとこよりいいよというアピールにどんな情報を使っておられるのか。

藤井教職員課長： 広島によさというところは、教育内容としては、学びの変革を推進してるというところを今訴えてるところ、それから、島嶼部、中山間地いろいろあるけども、自然豊かなところといったところで話をしております。

志々田委員： 私もあんまり詳しいわけではないんですけど、広島で暮らして、豊かに生きていけるっていうことを見せるというか、これは多分全然県教委だけではなくて、首長部局のほうでも広島で働いてくれる人を増やそうと言っていると思うので、何かそういう若者たちがこの町に暮らして、この県で生きていくことが幸せだと思えるプロモーションを少し県教委のほうでも採用したりなんかして、できるといいのかなと思います。

もう一つは、この間、最近ですけど、やっぱり教員になるっていうか、公務員になるっていうのも、安定志向の高い若者たちなので、聞いたのは、やっぱり男性の先生でも、例えば育休を取ってとか、それから、やっぱり本当は大学院まで行きたかったけれども、経済的な事情で4年制の大学を出て教員になったけど、やっぱりどこかで大学院とか学び直しができるとか、何かそういうふうにして、なってくれた後も有利な、広島はやっぱりこの周りの県の中では経済的にも都会ですし、いろんな刺激もあるし、なので、何かそこ堅実さみたいなところをうまいこと兼ね合わせて、何とか広島に留まってくれるように広報をかけていただければなと切に願っています。以上意見です。

中村委員： すみません、当たり前のところなんですけど、やっぱり思うのは、さっき申し上げたインターンシップとかみたいなことはあくまで一面的なことであって、県の教育、教員に与えられてる教育の内容であるとか、あるいは働き方改革とか、子供と向き合ってる時間がどれだけあるとか、そういったもう全てが絡み合った全体的なことがこの採用に反映していると思いますので、先ほど御説明があったような名簿登載者の辞退を減らすためには、やはりいろんなところでいろんな改善をやっぱりしていけないといけないことだろうと思います。もう志々田委員が言われたこともそのとおりだと思うんですが、例えば広島県の教育委員会と教員、そして、県の社風というか、他の都道府県と

比べて何か、ああ、広島県はいいなあと思ってもらえるような何か、何ていうんでしょうかね、こういうのがあればいいなというふうに思ったんですけど、そういうのって他の都道府県と比べてみて何かお手本になるような県があったりとか、教育長、どうなんですか。いい社風にしていって、そういう特徴が出てくるような都道府県はないんですか。

篠田教育長： 他の県でそのような話は伺ったことはありませんが、おっしゃるように、そういった社風といいますか、より働きやすい雰囲気、風土というか、そういったものの醸成は非常に重要だと思いますので、働き方改革も含めてなんですけども、いかに現場で伸びやかに教育を行ってるところを現場の先生方が実感していただける、それが我々もしっかり見ていただける、それを応募していただける方にも感じてもらえるというような循環を生み出せるような取組もやっぱり必要だと思いますので、しっかり御意見を踏まえて対応したいと思ってます。

中村委員： ありがとうございます。

小田原委員： 話がだいぶ変わるんですけど、広島県を辞退される辞退率と広島市の辞退率っていうのは比較されたことありますか。

藤井教職員課長： 直接数字的なものは比べてはないんですけども、担当者同士で話をする中で、やっぱり広島市のほうが少ないと、辞退者は少ないというのは聞いております。

小田原委員： それは、例えば県は何か中山間部のほうに転勤させられるかもしれないから、県と市を受かったら、市に行こうみたいな方がいらっしゃるっていうことなんですか。

藤井教職員課長： 辞退される中では、希望としては、広島市を希望してたけども、名簿登録上、県に搭載されたということをもって辞退されるという方はおられますね。

小田原委員： ありがとうございます。どうしても若者が都会のほうに、東京のほうにばかり行ってるってところがあるので、多分広島で見ても、都会の広島市には集まりやすいけど、中山間は集まりにくいとか、何かそういうことがあるのかなと思ったので、どうやってそっこのほうに人を呼ぶかっていうのはすごく課題だとは思ってますけど、先ほどの社風のところにもなりますが、そうですね、難しい問題だなと思いました。すみません、以上です。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今も、募集・説明の実施段階ではありますが、今できるところで募集段階で学生、あるいは志願者に対してPRできることはしっかりしていただきつつ、また、実施しながらも、来年度に向けての改善点も不断に続けていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議 2、令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況、昨年度、令和7年3月末時点ですね、につきまして、平田全国高等学校総合体育大会推進室長からの説明をお願いします。

平田全国高等学校総合体育大会推進室長： 失礼します。全国高等学校総合体育大会推進室の平田でございます。

当室からは、報告・協議 2によりまして、3月末時点における令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備進捗状況を御報告いたします。

大会日程は、1、下の枠内のとおりで変更はございませんので、説明は省略をさせていただきます。

2の表を御覧ください。左の各区分に沿って、中ほどにはこれまでの取組状況を、右側には準備状況や成果を記載をしております。総じて言いますと、大会に向けた準備活動はおおむね順調に進んでいると言えます。具体的には、競技種目別大会については、市町等実行委員会や県内の高校等と連携し、安全・安心な大会となるよう準備を進めております。また、総合開会式については、高校生が主体となり、企画立案し、専門家などのアドバイスをもらいながら、協働して総合開会式の準備を進めております。

広報活動については、昨年12月14日に高校生による主催イベントを開催しました。成果といたしましては、1,600名を超える来場者に対し、総合開会式や県内競技種目別大会の日程や会場を直接広報し、県内外の高校生のステージ発表などを通じて、多くの人々に大会の機運醸成を図ることができ、加えて、SNSを活用することで、幅広く大会の

情報や高校生の活躍する姿を発信できたと考えております。

続きまして、2ページ目に移ります。3を御覧ください。このたびのインターハイにおける広島県開催基本構想では、準備活動を学びの変革を实践する場とし、生徒自身が広島県高校生活動推進委員として、権限、責任を持ってプロジェクトを進行することとしております。これに基づき、高校生活動の目的を創造、協働、学び続ける力の育成やデジタル活用としています。具体的な活動例としては、先月3月21日に行った広島県実行委員会第4回総会では、前回までと同様に、議事進行や司会を高校生が行ったほか、県内開催7競技8種目の選手たちを迎え、競技を始めたきっかけや競技の魅力、得意なプレーなどを高校生の間でインタビューをしております。そのほか、大会のおもてなしと機運醸成に向け、推進委員45名はほかにも様々なインターハイの準備活動を行っており、例えば専門家などの助言を受け、創意工夫しながら、SNSにより積極的に情報を発信したり、工業や農業高校の高校生と交流しながら、総合開会式の会場装飾制作を行ったりしています。

3ページに移ります。これらの活動の結果、推進委員からのアンケートの回答の中では、既存のものにとらわれない新たな視点を反映させたアイデアをつくり出したといった創造力の伸びが見てとれる内容や、互いのよいところを反映させた案を捻出できるようになったといった協働力の伸びが見てとれる内容がございました。こういったことから、同室といたしましては、推進委員たちはプロジェクトを遂行する中で主体的な学びを一步ずつ育んでいると考えております。

さて、今年度になります、いよいよ大会実施年度となりますので、取組をより一層加速をしていきたいと思っております。大会までの取組予定については、4にまとめさせていただき、別紙1として一覧も添付しておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、特に御案内させていただきたいのは、(2)にある総合開会式の一般観覧者募集でございます。別紙2のチラシを御覧ください。このデザインは、推進委員の生徒が考えてくれました。下側の案内のとおり、4月25日より開始し、約1か月程度、一般観覧者を募集をいたします。右側一覧にあるとおり、式典や公開演技に県内の多数の学校の生徒が出演する予定となっており、来場者の心に残る総合開会式となるよう、日々の練習を積み重ねております。

委員の皆様をはじめ、多くの方々に御注目いただきたいと思っております。今後も引き続き関係者の総力を挙げ、大会準備を進めてまいります。

当室からの報告は以上でございます。

志々田委員： 今の高校生たちはおしゃれで、本当にもう明るくPRをしてくださってるなと感じます。良いことだと思います。

この一覧の表を見ていて、いわゆるスポーツをしている選手であるお子さんたち以外にも、例えば文化部の人たちや、それから、工業高校とか農業高校とかっていった人たちも、学んでいる専門性も生かしながらやってくさってると思うんですけど、特別支援学校の皆さんの活動がここにはちょっと見えないんですけど、何かやってくさっていると、思っているんですけど、どんなことをしてくさってのか教えてください。

平田全国高等学校体育大会推進委員長： すみません、今日の説明には入ってないんですが、特別支援学校のほうに、ひろしげんの形をしたクッキー等を作っていただいて、各イベントに販売していただいたりとか、そういった活動を実施しております。

志々田委員： やっぱり多様性であったり、共生社会の実現に向けて、こうしたスポーツっていうものが人の心を動かすんだっていう、その場に障害のある方たちもきちんとそこにそろってることが教育委員会がやる行事としてはとても大事だと思うので、別に彼らを特別ピックアップして、やる必要は全然ないんですけども、やっぱりこういうところで見るとときに、特別支援学校の子たちのそういうクッキーなんかも、彼らがサブではなく、彼らもメインストリームの中で活躍している姿が見えるように、ぜひ、今回、名前がざあっと載ってるところで特別支援学校の姿がなかったの、たまたま指摘をさせていただいただけで、別にやってくさってないとは思ってないんですけど、ぜひその辺りもインクルーシブな視点で開会式と大会ができればいいなと思いますので、ぜひ彼らの活躍の場を映していただければなと思いました。以上です。

平田全国高等学校体育大会推進委員長： ありがとうございます。引き続き、いろいろ県内各校、ある意味、巻き込みながら、全体で盛り上げていきたいと思っております。

中村委員： 御説明ありがとうございます。着実に、しっかり準備をされているという様子はよく分かりました。

それで、7月24日の総合開会式も生徒さんデザインされたチラシを見てですね、「57年越しの感動を体感せよ」ということで、すごく楽しみだなとか、見たいなという気持ちがたくさん高まるんですが、ただ個人的には、油断してたといってしまうか、この日、出張でなくて、今ちょっとすごく、複雑な気持ちに今なってるんですが、非常に見たくなるというか、素晴らしい開会式、総合開会式になるということが感じられます。最後に言われたのは、この最後に書いてある一般観覧者募集のところ、スケジュール等書いてあるんですが、これすぐ埋まるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことではなくて、何か募集が必要だと考えてらっしゃるということですか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： すみません、はい。このチラシを県内でも展開して、あらゆるところで配布して、一般観覧募集をしていこうと思っております。今のところ、1,500の枠を設けておるんですが、実は一般観覧募集も6年ぶりとなっております、コロナ禍もあって、無観客でのこれまで開催という県もある中、久しぶりの観覧募集なので、どれだけ集まれるか、また、平日ということで、どれだけ集まるか分かりませんが、しっかりと広報していきたいと思っております。

中村委員： 学校ごとの募集を先にして、締め切って、その空いた残りを一般に割り当てるスケジュールのように見えるんですが、学校単位だけでもたくさん来たら、結構埋まっちゃいそうな気がしますけど。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： はい、そうですね。そこも少し予想ができないところがございまして、もしこの1,500の枠を超えそうな応募がある場合は、それこそ観客のほうを多少また枠を広げてということも準備しておりますので、応募状況によって対応していきたいと思っております。

中村委員： はい、ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。いよいよということで、わくわくするわけなんですけれども、私からは、まず、この学校単位っていうのは、高等学校を対象とされてるのか、それとも、小・中学校もこの対象に入っているのかっていうことをお聞きしたいんです。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： これは高等学校に限っておらず、当然小・中学校等も対象になっております。

細川委員： ありがとうございます。メイプル賞を含めて、やっぱり小さい子供から高校生まで、一般の方まで幅広くやはり活躍をされておりますので、いろんな方が御覧になられたいんじゃないかなっていう、競技もですけども、総合開会式のほうも見たいっておっしゃられるんじゃないかなと思うので、ぜひその辺のところも、夏休みに入っておるかどうかが微妙なところだったんですが、ぜひ、せっかくですので、やはり実際、子供さんから児童生徒の皆さんがこういう体験をしていただきたいので、何とか学校で調整をいただいて、開会式に来ていただければなっていうところを思います。

それから、私立の高校もいろんなところで式典、公開競技等に関わっていただいているんですが、私立から何か県立の子供が学んだことがあるとしたら、教えていただければなど、例えば私立は、私立の建学の精神とかいろいろ、いろんな今までの文化とか歴史とか持っておられると思うんですけども、そういうものをなかなか県立高校の生徒っていうのは接する機会っていうのがあまりないんじゃないかという気がするんですけど、こういうふうと一緒にやることで、学んだとか、ああ、こういううまい人がいるんだとかいうようなことを子供同士がお互いに学び合う、他者から学んだり、他校から学んだりするようなことが非常に大切なんじゃないかなっていうふうに思うんですが、何か課長、その辺のところはお感じになっておられるところがありますでしょうか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： 失礼します。非常に難しい質問であるんですが、ここに出演いただいている学校で、やはりトップクラスのチーム、学校があったりします。そういったところで、お互いに練習を重ねる中で、お互い刺激し合って、そういったものを実感できるという機会にはなっているというふうに感じております。例えば今の高校生活動の生徒も、工業、農業等とも連携しており、全く違った分野というものを知ることができる機会になっているというように、いろいろな高校生が各校集まる機会がこれから合同練習等ありますので、そういった形でお互い刺激し合って、それを学校に持ち帰って還元してもらって、県内全体がしっかりとこのインターハイを機に盛り上がってくれるということを期待しているところでございます。以上です。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： それでは、開会式まで100日余りということで、準備のほう、高校生も含めて御支援をいただきながら、準備していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で本件の審議を終わります。

以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。

(13:53)

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年4月22日（火）

9：30開会

10：08閉会

1 出席者

| | | |
|-----|-----|-----|
| 教育長 | 篠田 | 智志 |
| 委員 | 細川 | 喜一郎 |
| | 中村 | 一朗 |
| | 志々田 | まなみ |
| | 菅田 | 雅夫 |
| | 小田原 | 希美 |

2 出席職員

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 教育次長 | 江原 | 透 |
| 管理部長 | 糸崎 | 誠二 |
| 学びの革新推進部長 | 阿部 | 由貴子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与 | 重森 | 栄理 |
| 総務課長 | 永井 | 匠 |
| 秘書広報室長 | 竹森 | 潤一 |
| 文化財課長 | 坂光 | 秀和 |
| 義務教育指導課長 | 松尾 | 真理 |
| 高校教育指導課長 | 小野 | 裕之 |
| 特別支援教育課長 | 林 | 香 |

教育委員会会議臨時会日程

| | 頁 |
|--------------------------------------|---|
| 日程第1 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 第1号議案 広島県無形民俗文化財の指定について | 1 |
| 日程第3 第2号議案 令和8年度に使用する教科用図書採択基本方針について | 3 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。
それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 広島県無形民俗文化財の指定について

篠田教育長： それでは、第1号議案、広島県無形民俗文化財の指定について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 令和7年3月24日に広島県文化財保護審議会から答申を受けました広島県無形民俗文化財の指定について御提案いたします。お手元の資料と併せて、添付しております写真も御覧いただきながら御説明いたします。
資料の1ページを御覧ください。熊野地域の筆製作技術を指定することについてでございます。
本無形民俗文化財は、熊野地域で広く伝承されていた、穂首には獣毛、軸には竹や木の自然材を原材料とし、手作業で実用的な筆を製作する伝統的な技術でございます。熊野の筆作りは、江戸時代末期から始まったと伝わり、近代以降、毛筆の需要の高まりを背景に、生産量を飛躍的に拡大し、地域住民の主要な生業として発展いたしました。
資料の2ページを御覧ください。筆の製作は、下仕事、台仕事、仕上げの順に、写真のように大きく12の工程に分けられます。この工程は、昔から変わらず、全て職人の熟練の手作業で行われております。2、台仕事の6-1の盆混ぜは、多量の毛を効率よく混ぜる技法であり、こういった手法を用いることで筆の大量生産を可能とした熊野地域の筆作りの大きな特徴でございます。
3ページを御覧ください。上の段には、筆の穂首に使用される鹿やタヌキなどの主な獣毛を掲載しております。また、下段には、筆製作に使用する道具を掲載しております。職人が昔から変わらず使用する手仕事の道具でございます。
1ページにお戻りください。熊野では多量の筆の需要に応えるため、盆混ぜのほか、問屋制家内工業のもと、工程ごとに分業で生産する方式を確立し、生産効率の向上が図られました。職人の家庭内や地域の中で筆製作の技術が地域全体に幅広く伝承された点や、主要な生産者として女性も参加している点も熊野の筆製作の特色でございます。このように、熊野で伝統的に受け継がれてきた技術、技法や原材料で製作される筆は、昭和50年に経済産業省により国の伝統的工芸品、熊野筆に指定されております。現在、毛筆製作において、長年の経験と高い技術を有する伝統工芸士からなる熊野筆伝統工芸士会を中心として、認定制度による後継者育成や筆の里工房などの製作実演などを通じて、伝統技術の保存、継承に向けた取組が進められております。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。県内でもとても有名な主要産業の一つですし、よいことだと思うんですけども、目に見えない無形の民俗文化なので、人というところが重要になってくるかと思えます。今回のこの指定に当たって、熊野筆伝統工芸士会さんが中心となって後継者や技術の伝承ということも守っておられるとお聞きしたんですけども、この熊野筆伝統工芸士会さんというのは、どれぐらいの規模の団体で、どんな方たちが主に参加されていたりする団体なのでしょうか。

坂光文化財課長： 伝統工芸士会には11名が所属しておりまして、7年前は20名いらっしゃいました。筆司の中では、12年以上の経験を有する人の中から試験を受けて認定されているところでございます。

志々田委員： 産業が続いていくということは、人材がそこにいるということがとても重要で、お聞きしたら人数も減っているようですので、是非今回の指定を受けて、この産業に興味を

持ってもらったり、誇りに思いながら働いてくれる人材を広島県としては育てていくことが大事かなと思いました。ありがとうございました。

中村委員： 御説明ありがとうございました。熊野筆の生産上の特色とか、改めて勉強になりました。それで、志々田委員もおっしゃいましたように、これからこの技術の保存、継承、それから、県の無形民俗文化財の指定によって、更に取組が進んでいけばいいというふうに思います。

その上で、この筆が更に消費者の方々にも評価してもらえることにつながればいいと思うんですが、今日のこの資料は、主として毛筆というか、書道に使う筆だと思うんですが、熊野筆といえば、化粧筆が最近ではいろいろ評価もされていると思うんですが、今回の指定は、用途というんでしょうか、いわゆる化粧筆みたいなものも対象になってくるのでしょうか。

坂光文化財課長： 対象としては毛筆の筆ということでございます。化粧筆は少し違ってくるんですけど、今回の指定につきましては、民俗文化財ということで、地域の風土や生活の中で生まれて、地域で育まれてきた産業ということで、筆の製作技術を指定しております。そういった中で、経済産業省の伝統工芸品にもありますように、毛筆が主に伝統を引き継いだものとして製作されていますので、対象としては毛筆が対象ということになっております。

中村委員： 化粧筆は、もうそもそも作り方というか、ここに書いてられる特徴を備えた作り方はないということになるんですか。

坂光文化財課長： 化粧筆もこの伝統の製作工程から応用されて、発展してきたものでございまして、若干仕上げのところ、軸でありますとか、伝統のものとは少し違う部分がございます。今後更にまた追加というようなことも将来的にはあるかと思えます。

菅田委員： 毛筆に限るということなのですが、例えば日本画とか、それから、陶器の絵付けとか、細かいやつだと、ネズミの毛とかが使われてるといふふうに聞いているんですが、そちらは対象外になりますか。

坂光文化財課長： 画筆でありましても、例えば日本画用の金属軸を用いてない筆などは、戦前から伝統的に行われてきた製作と同様な形で製作されていますので、そこは指定範囲になっております。

小田原委員： 御説明ありがとうございました。既に国の伝統工芸品には指定されているということで、更に県で無形文化財に指定すると、具体的にどのようなことになるのか、どういった効果があるのかということをご教えてください。

坂光文化財課長： 今回の指定は、県の文化財の指定ということでございまして、文化財として公的に県として認知していくというものと、保護に向けて支援をしていくというものになるんですけど、先ほどの経済産業省の伝統工芸品につきましては、伝統的な工芸品を指定して、産業を振興していくという、そういった指定になります。

細川委員： 御説明ありがとうございました。私の地元の鶉飼の伝承の指定の折も、地元の方が大変喜ばれて、何とか伝統技術を継承していこうということで、ずっと頑張ってくれているんですけども、熊野筆の伝統工芸士会さんも、同じようなお気持ちでいらっしゃるんじゃないかなというふうに推察させていただきます。また、伝統工芸ですから、やはり継いでいく、伝えていくというのもすごく重要になるんだと思うんですが、工程が非常にたくさんございまして、分業でそれをされることもありましようし、一人の方が全工程をされる方もいらっしゃるし、そういう意味では、この下から2行目に書いてございます認定制度による後継者育成というところが、具体的にはどのようなものなんでしょうか。

坂光文化財課長： 認定につきましては、伝統工芸士会のほうで、12年以上の経験を有する人から試験を受けて認定するというようになっておりまして、今、試験の内容とかというのは、すみませんが手元にはないんですが、まず、伝統工芸士会によりまして、技術研修会を開催しておりますので、まず、そちらで定期的に研修会を実施しておりますので、そういった研修を受けてもらう方から試験を受けてということになると思えます。

細川委員： 工程が複雑ですと、やはり関わられる方もたくさん必要になってきましようし、12年という年数、かなりの長い年数だと思うんですが、指定を元に、ますます携わりたいという方が増えればいいなというふうに思っておるところです。私の地元ですと、やはり家族の方が伝承するケースが結構見受けられるんですけども、こういう認定制度によるということは、熊野の地元の方以外でも、志がある方といましようか、やろうという意思をお持ちの方が熊野においでになって、そこで技術を身につけるといふふうに理解

してよろしゅうございますか。

坂光文化財課長： そういったこともあろうかと思えます。現在、熊野町では、人口約2万人余りなんですけど、約2,000人から2,500の方が携わられておられまして、委員のおっしゃられたように、職人の家庭内や、そういった方々もしっかり参加されているというところで、地域を挙げて、町も含めて、県もしっかり支援して、後継者の育成に努めて参りたいと考えております。

細川委員： 大変そういう幅広い方がおいでになって、また技術を身につけられているということで、文化財指定がいいきっかけなどというふうに思うんですけども、最後に、学校教育についても、熊野筆さんは非常にいろいろ御尽力いただいていると思うんですが、例えば、この指定を受けてとか、又は、指定を受けられる前からも、どのような関わり方をされてきたんでしょうか。

坂光文化財課長： 今回の熊野筆の製作技術の成り立ちの中では、特に教育活動で毛筆の授業が取り入れられたというところで、そういったところに対応するために大量に生産できる技術をつくり上げてきたというところもございます。伝統工芸士会のほうでは、小学生を対象とした学習や学校でのイベント等をされておりまして、そういったところの普及活動も含めて、町ではしっかり取り組まれているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。前、ちょっとお聞きしたのは、熊野町立の学校のみでなく、県立の学校も含めて、一部、特別支援学校も熊野筆の勉強をされたとか、いろいろお聞きしております。そういう意味では、もっともっと輪を広げていただいて、学校教育のほうにも御尽力いただくように、これからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

様々御意見いただきましたけども、文化財指定は、文化的な価値をしっかりと認めて、その技の価値をしっかりと指定することになりますので、委員各位から御意見ありましたけども、しっかりと継承して、また様々な世代で使い続けて継承されて、また保存、継承のための連携も、地元自治体と連携いただければと思っております。

では、以上で本件の審議を終わります。

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案 令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

篠田教育長： それでは、引き続きまして、第2号議案、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、松尾義務教育指導課長説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針につきましては、4月18日金曜日に行われました第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1提案の要旨」にお示ししておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。

(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択の基本方針でございます。(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。

なお、参考資料といたしまして、7ページに「教科用図書の採択について」、8ページに義務教育諸学校の「教科用図書の検定・採択の周期」及び「基本的な採択の仕組み」、9ページに「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について」、以降、一般図書と言わせていただきます。10ページに「令和7年度教科用図書採択日程」を添付しております。

それでは、初めに、令和8年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針につ

いて御説明いたします。

1 ページの別紙 1 を御覧ください。「1 採択基本方針」についてでございます。

「(1) 採択の基本」については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を選定することとしております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、「ア教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」「イ特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。

「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり、採択後、遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2 選定上の留意事項」についてでございます。留意事項は 3 点でございます。

1 点目、(1) において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考に十分な調査研究に基づいて選定することとしております。

2 点目、(2) において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3 点目、(3) において、特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、いわゆる一般図書については、この後御説明いたします「令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の「2 方法、組織及び手続」の関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。2 ページの別紙 2 を御覧ください。

「1 (1) 採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を選定することとしております。さらに、採択権者においては、一般図書について、ア～エの採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」、また、「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、県立学校の基本方針と同様に、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」や、「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。」などとしております。

次に、「2 方法、組織及び手続」を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてお示ししてございます。

「(1) 小・中学校用教科書」につきましては、原則、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を選定しなければならないと示しております。

「(2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書」につきましては、次のページ、下のイにございますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて、各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。選定審議会は、先日行いました第 1 回を含め、計 3 回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行って参ります。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしく御願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、御願いたします。

志々田委員： 聞いてて急に気になったんですけど、採択権者というのは誰になるんですか。

松尾義務教育指導課長： 市町立の学校につきましては、各市町教育委員会になります。県立学校につきましては、県教育委員会となります。国立及び私立の学校につきましては、各学校長となっております。

志々田委員： よく分かりました。ありがとうございます。もう一つ、今年もそうだと思うんですけども、一般図書の採択、毎年、最終的に採択に上がってくる本というのは、おなじみのよく使われている本というのがずっと使われているように感じます。見ると、割と古いものもあって、新しいものがないとは限らないんですけども、毎年、いろいろな工夫

を凝らされた本がたくさん市販されてくると、をされる先生方が、広く新しいものに触れる機会があるのかどうかということも、この採択にとってはとても大事になるのかなと思います。いわゆる一般的にいつも使ってるよねという本がそのまま上がってくるのであれば、せつかくこれだけの手順を踏んで採択していくのにもったいないと思うので、例えば県立図書館であるとか、専門家の中の面白い本とか、様々な本を御紹介いただいたりだとか、触れて、実際に見てみるような機会とか、そんなことがあったりするんでしょうか。

林特別支援教育課長： 特別支援学校においては、子供たちの障害の実態等に合わせて、教科書を選定して参ります。その中で、各学校の先生方は、様々な本に触れ、児童生徒によりよい本を選定していくわけですが、一般図書を選ぶ際には、一般図書契約予定一覧を参考にして、先生方は教科書を選定することが多いと思っております。県教育委員会といたしましては、学校から様々な希望が上がってきた中から、需要数が多い図書を上位10冊を上限として、毎年調査研究をしております。そうしたことを参考にされながら、先生方も教科書を選定しておられます。以上でございます。

志々田委員： ありがとうございます。よく分かりました。よいものに触れていただく、先生方に、これを使ってみたいと思っていただくことが、授業の工夫や子供たちにとってよりよい教科用図書の採択につながると思っていますので、是非とも、10冊と言わず、予算の限りがあるとは思いますが、なるべく面白そうだなという本を先生たちに手に取っていただくような予算編成ができるといいなと思いました。以上です。

中村委員： 義務教育諸学校の採択基本方針の資料の2ページの「2方法、組織及び手続」のところに書いてある、小・中学校用教科書のところなのですが、令和7年度の教科書採択については、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないということなのですが、これは、検定があって、採択がされてという、その後は、次の検定・採択までは、基本、同じものを使い続けましょうという方針ということですか。

松尾義務教育指導課長： おっしゃるとおりでございます。小・中学校用の検定教科書につきましては、4年間同一のものを使用することが定められておりますので、原則、同一のものを採択するという事をお示ししております。

中村委員： 最初に採択するときは、もう4年使うという前提でしっかり調査して採択するという事、そういうルールですね。

松尾義務教育指導課長： はい。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 採択をするときにいろいろ調査するというのは、すごくよく分かるし、手順もお聞きしてきたんですけど、使った後どうだったか、4年間使ってみてどうだったかという、そういうフィードバックというか、総括をする機会というのは設けられていたりするんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 教科用図書選定審議会において、委員の皆様に関わる御審議をいただくのですが、その中に、1号委員といたしまして、学校の先生がおられます。ですから、審議会の場で、4年間使用したことも踏まえながら、御意見をいただいているというふうと考えております。

細川委員： 御説明ありがとうございました。本日は、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、御提案いただいていると思うんですけども、この採択基本方針、この今お示しいただいた方針で、例えば昨年とか、一昨年とかと変わったところがあるんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 昨年度は、中学校用教科書の採択替えの年度でありましたことから、今年度、記載しております学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書の採択の内容に加えて、そういった中学校の教科書採択に関わる内容を記載していたところがございます。今年度は、そういった記載を省いて、先ほど御指摘をいただきましたように、6年度に採択したものと同一の教科書を採択するという旨を示しております。

細川委員： ありがとうございます。記載があるとか、ないとかということであって、内容的に変わったということはないということですか。

松尾義務教育指導課長： 内容的に変更はございません。

細川委員： 分かりました。

中村委員： 適正かつ公正な採択については、ここに書いてあるとおりでと思うんですが、さっきの説明を聞いてて思ったのは、よりよい教科書を作っていこうとすれば、教科書を作成する段階で、今までの教科書を使ってみての感想とか、要望とか、反省とかを、現教員

から聞き取って、それを生かすというのはすごい大事なことだと思うんですが、その過程で、何か今まででも何かそんな不祥事があったような、なかったような気がするんですが、その現職教員の貴重な意見を聴取する段階で、何かよくないことが起きかねないということは、民間なら普通にあり得ることなので、あつてはならないことが起こりえるような気がちょっとしたんですけど、そういうのはもう各自治体というか、都道府県、市町村教委とは関係のないところ、国の検定を受ける教科書の世界ですから、あまりその辺は県教委としてもタッチしない部分という理解で合ってますか。

松尾義務教育指導課長： おっしゃるとおり、よりよい教科書を作ろうと思ったら、現場の先生方の御意見は、各教科書発行人社が聴取しているのではないかと思います。ただ、教科書の採択事務に関わる過程において、たびたび通知もしておりますし、教科書の担当者会を経て、市町教育委員会の方々にも利害関係を有する者を、そういった事務に選任しないようにということをお伝えしている中で、今御心配いただいたような実態はないと思っております。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

菅田委員： 先ほど教科書の選定、4年周期という、これは、やっぱり国の採択のスケジュールとの関係なのか、あと、全国一律に4年に一度になっているのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 教科書の採択の期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に明確に、いわゆる一般図書を除くものは4年とすると示されておりまして、そちらに基づいて、全国同じようにしております。

細川委員： 関連なんですけど、4年間使うとなると、教科書の内容が途中で改善されたり、例えばQRコードがなかったものが、つけたいとか、改訂されるというようなことはあるんですか。例えば同じ会社の教科書を4年間使うんだけど、去年はQRコードついてなかったけど、今年がついてるとかいうことはないんですか。

松尾義務教育指導課長： そういったことはないと思っております。

細川委員： ないんですね。

松尾義務教育指導課長： はい。

菅田委員： 更に関連なんですけど、学説が変わったりするケースがあるんですけども、それはもう教員が、教科書はこうですけども、最新の研究ではこうですよという口頭説明ということになるのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： いわゆる科学分野などは、そういったことも起こり得るかもしれませんが、もし教科書の記載内容と事実が異なっていれば、当然、教員が口頭で説明していると考えております。

篠田教育長： よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(10:38)